

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

①経済的な支援

【独自事業】第2子以降の保育料完全無償化

生計を同一にしている子どものうち、第1子の年齢制限を設けずに、市内在住の0～2歳児までの第2子以降の保育料の完全無償化を実施

→共働き世帯、多子世帯の経済的支援を促進

【独自事業】養育費保証促進事業

養育費の債務名義化と履行確保を図り、手続き等に関する費用や債務保証料等に対する補助を実施

→ひとり親家庭の経済的自立を促進

③こども施策の推進・事業所としての取組

こども審議会の機能強化

こども施策に関する審議・検討を行うこども審議会の機能を強化し、各種課題への対応を審議する専門部会を設置

→通常の審議会委員に加え、

必要に応じて専門家を招聘することで

課題解決に向けた機能を強化

子育て参加促進に向けた特別休暇の取得促進

「子(子の妻)」の出産」や「孫の看護(世話)」まで拡充した職員の特別休暇の取得を推進

→地域でこどもを育てる職場風土を

嘉飯圏域全体に広げる動きをリード

②精神的・身体的な支援

【独自事業】プレコンセプションケア推進事業

男女を問わず若い世代のうちからライフプランを考える機会を提供し、家庭を持つための経済的知識や本人の希望に沿った妊娠・出産のための身体的知識を得られる講座の実施や検査が受けられる体制整備を検討

→若者のライフプラン確立支援と希望するこどもを

持つための適切な準備を促進

【独自事業】ファミリーサポートセンター事業

ボランティアによる預かり（ファミリーサポートセンター）事業を病児・病後児・緊急時にも対応できるよう体制の強化を実施

→社会全体で子育てを支える

ネットワークづくりと共働き世帯支援の推進

【独自事業】おむつのサブスク事業

公立保育施設を利用する保護者や保育現場の負担軽減を図るために、定額でおむつ等が使い放題になる「おむつのサブスク事業」を実施

→保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境整備を推進

【独自事業】こども・若者プラザいいづかの開設

中心市街地に立地する i-town 内にこども・若者の支援機関(飯塚少年相談センター・教育支援センター等)を集約し、支援体制を強化するとともに若者が滞在できる居場所の提供を実施

→若者支援の機能強化と若者の居場所づくりの推進

【独自事業】こどもの居場所づくり推進事業

飯塚市社会福祉協議会・NPO法人いるかとの連携により、こども食堂の運営支援・寄附食材等の物流拠点の整備を実施

→社会全体でこどもの居場所づくりを推進する

ネットワーク構築と支援の仕組みづくりの推進

子育て支援を推進するための3つのアプローチ

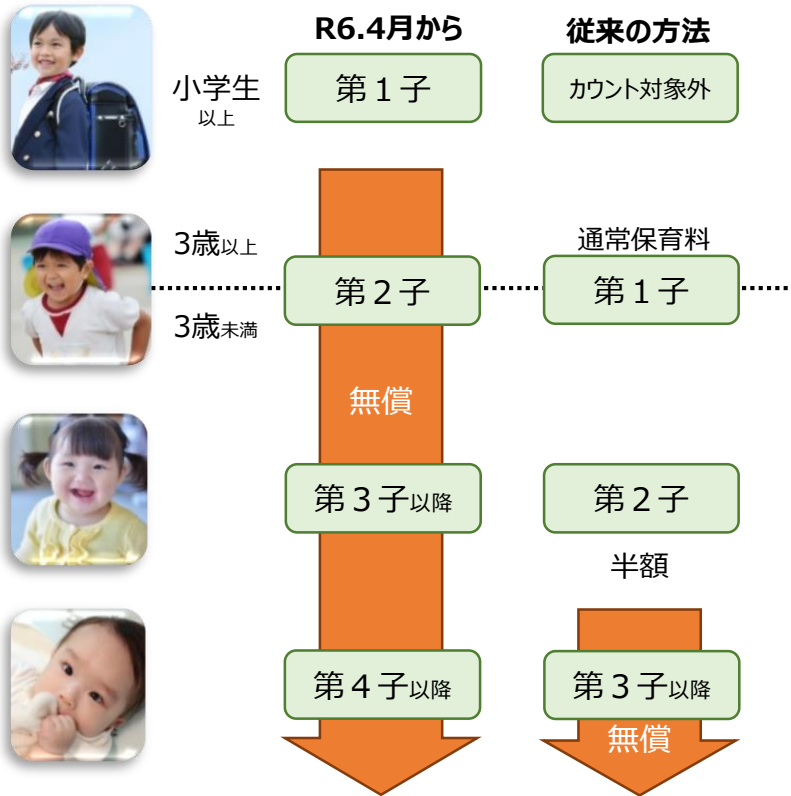
①経済的な支援

【独自事業】第2子以降の保育料完全無償化

生計が同一の子どものうち、第1子の年齢制限を設けずに、市内在住の0～2歳児までの第2子以降の保育料の完全無償化を実施
※同時利用やきょうだいの年齢に関わらず、生計が同一の子どものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウント

きょうだい児のカウント方法と保育料無償化対象のイメージ

※保護者と子どもが市内に居住している場合が対象となる



無償化による影響額（予算ベース）

	令和7年度		令和8年度	
	対象件数	影響額	対象件数	影響額
保育所	4,949件	1億1,289万円	5,084件	1億2,792万円
認定こども園	2,891件	6,968万円	3,115件	7,704万円
認可外等	1,391件	4,505万円	735件	2,476万円
合計	9,231件	2億2,762万円	8,934件	2億2,972万円



共働き世帯、多子世帯の
経済的支援を促進



令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

①経済的な支援

【独自事業】養育費保証促進事業

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、養育費の債務名義化と履行確保を図ることを目的として、手続き等に関する費用の助成を実施
令和2年度から養育費保証費用の助成を開始し、令和4年度から公正証書作成費用についても対象を拡充して費用の助成を実施

(1)公正証書などの作成を支援

離婚後の養育費未払いの問題等により、ひとり親家庭の経済的な自立が妨げられる問題を解消するために、養育費に関する取り決めをきちんと取り交わすことが重要であるが、作成していないケースが多い。

費用の問題で作成を躊躇すること考えられることから、公正証書等を作成する際の必要経費（公証人手数料、収入印紙代戸籍謄本等の添付書類取得費用、郵便切手代）の全額を助成

助成額：上限 **4万3千円**（1人1回限り）



(2)養育費保証契約の締結を支援

養育費の取り決めを行ったにもかかわらず、養育費未払いが発生した場合にも、支払いと取り立てについて保証会社が実施する養育費保証契約を締結する場合に、必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用を助成

助成額：上限 **5万円**（1人1回限り）



【他自治体の実施状況（令和6年2月現在）～保証サービス会社調～】

9県 104市区町村で実施 うち 県内は4市で実施（福岡県・福岡市・北九州市・久留米市・飯塚市）

ひとり親家庭の 経済的自立を促進

	令和4年度 (決算)		令和5年度 (決算)		令和6年度 (決算)		令和7年度 (予算)		令和8年度 (予算)	
公正証書補助	8件	16万4千円	20件	43万3千円	21件	44万4千円	36件	79万2千円	24件	48万円
養育費保証補助	0件	0万円	1件	5万円	0件	0万円	2件	10万円	2件	10万円
合計	8件	16万4千円	21件	48万3千円	21件	44万4千円	38件	89万2千円	26件	58万円

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

②精神的・身体的な支援

【独自事業】プレコンセプションケア推進事業

(1) ライフプランを考える機会の提供

市内の大学生等を中心とした若い世代を対象として、民間事業者等と連携したマナー講座や福岡県プレコンセプションケアセンター(福岡県助産師会)と連携したプレコンセプションケア講座を実施し、家庭を持つための経済的知識や希望出生率の実現のための身体的知識を得るための出前講座を実施

(2) 妊娠に対する備えとして検査できる体制整備の検討

先進自治体においては、卵巣が卵子をどれくらい排卵する能力があるのかを推測することができる血液検査(AMH検査:抗ミュラー管ホルモン検査)が気軽にできる体制を整備している事例もあり、本人の希望に沿った妊娠・出産のために自分のからだの状態を知る機会の提供についても検討を進める。

若者のライフプラン確立支援と 希望するこどもを持つための 適切な準備を促進



AMH(抗ミュラー管ホルモン)検査について

血液中のホルモン検査の一種で、卵巣が卵子をどれくらい排卵する能力があるのかを推測する検査。

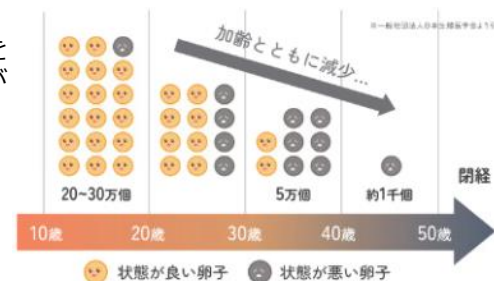
女性の月経周期による変動がないので、いつでも検査ができることや、採血検査なので、手軽に検査ができることがメリット。

検査数値を活用することで、妊娠・出産の可能性を把握しやすくなり、不妊治療の方針を検討する際の判断材料にもなる。

また、この数値が0に近い場合は、「早期卵巣不全」、逆に高い場合は、「多嚢胞性卵巣症候群」などの病気が考えられるため、早期治療を行うことができる。

ただし、残っている卵子の数を推測する指標のため、卵子の質が推測できるわけではない。

卵子の質は、年齢が若いほど良いと考えられる。



不妊治療を進める上で、卵巣の状態は妊娠率に大きく関わってくるため、不妊治療を開始する際に、AMH検査は必要な検査として実施されている。

妊娠に対する備えとして、AMH検査数値を把握することは、希望出生率の実現、ライフプランを考える一助となることから、プレコンセプションケアを推進する取組の一つとして注目されている検査である。

検査費用は、5,000円～9,000円と幅があり、不妊治療の一環で行う場合は、保険適用になるケースもある。

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

②精神的・身体的な支援

【独自事業】ファミリーサポートセンター事業

(1)ファミリーサポートセンター事業（基本型）

アドバイザーがコーディネートを行い、子育てのお手伝いをして欲しい「おねがい会員」とお手伝いをしたい「まかせて会員」が有償で助け合う仕組みを実施している。「まかせて会員」は、国が示すカリキュラムを受講し、「おねがい会員」とのマッチングにより支援を行う。

支援を受ける会員

229人（おねがい会員） + **31人**（どっちも会員） = **260人**

支援をする会員

132人（まかせて会員） + **31人**（どっちも会員） = **163人**

対象となるこども：生後6か月から小学6年生まで

1時間当たりの料金： **500円**（9～19時）

800円（7～9時・19～20時）

※交通費（ガソリン代等）は別途加算

(2)病児・緊急対応強化型

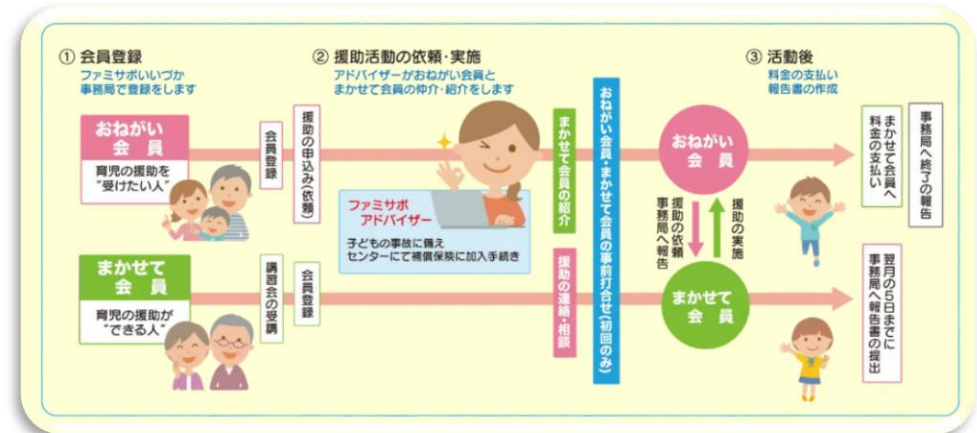
基本型と同様の仕組みを用いて、病児や緊急時の対応を行う。

「まかせて会員」は、追加カリキュラムの受講が必要となる。

対象となるこども：生後6か月から小学6年生まで

1時間当たりの料金： **700円**（9～19時）

1,000円（7～9時・19～20時）



**社会全体で子育てを支える
ネットワークづくりと共働き世帯支援の推進**

※令和6年度の支援実施数は、病児・緊急対応型を含む

	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)
会員登録数	392人	420人
支援実施数(年間延べ)	352回	351回

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

②精神的・身体的な支援

【独自事業】おむつのサブスク事業

公立保育施設で利用しているおむつは、保護者が記名をしたおむつを持参して利用しているが、在庫管理の手間や登園時の荷物が増えるなど、保護者・保育従事者双方の負担になっている。

保護者と保育従事者双方の負担軽減を図るため、月々定額でおむつ・おしりふきの利用が使い放題になるおむつのサブスク事業を実施する。

①実施施設：公立保育所・認定こども園 5施設

②事業期間：令和8～10年度（必要に応じて更新）

③対象園児：0歳～2歳児クラスに在籍する園児

その他希望する園児

④利用料金：月額 2,290円

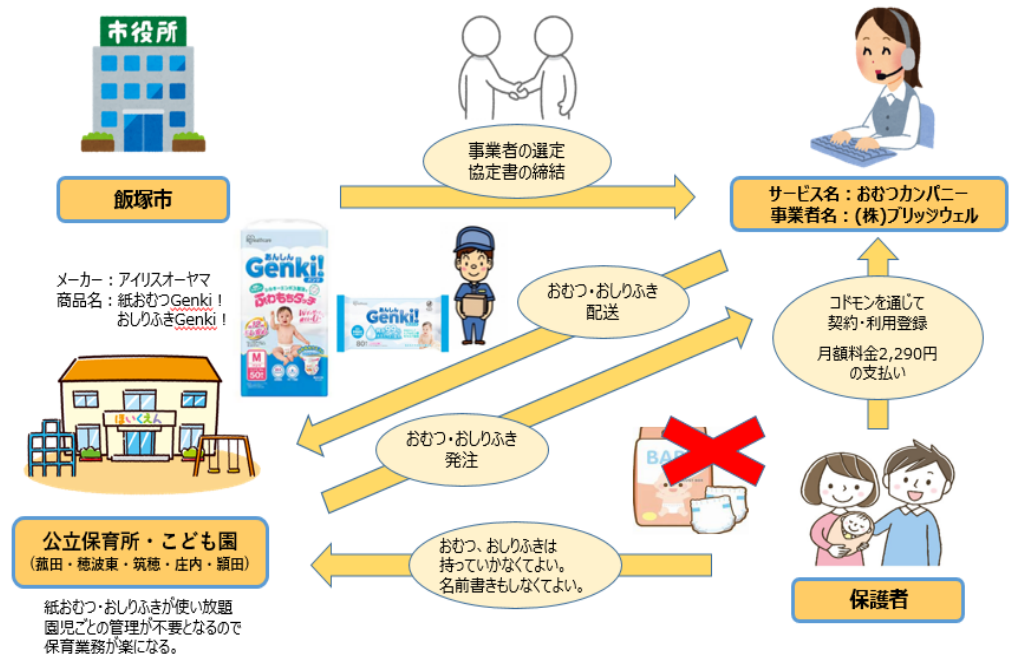
（2歳の誕生日から 1,480円）

⑤その他：おむつ・おしりふきが定額で使い放題

災害時に施設がストックしているおむつ・おしりふきを

避難所等で活用することも検討

おむつの定額制サービス（おむつサブスク）のイメージ図



**保護者の負担を軽減し、
子育てしやすい環境整備を推進**

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

②精神的・身体的な支援

【独自事業】こども・若者プラザいづかの開設

飯塚バスセンター横の中心市街地に立地する i-town 内に、こども・若者支援機関である「飯塚少年相談センター」・「教育支援センター：旧適応指導教室（増設）」・「若者就職支援センター（県既存施設）」を集約し、若者支援の拠点として「こども・若者プラザいづか」を開設

飯塚少年相談センター（移転）

- ・ 非行防止、青少年健全活動（少年補導・少年相談）
- ・ 飯塚警察署及び少年補導員、飯塚少年サポートセンターとの連携



教育支援センター（増設）

- ・ 教育相談
- ・ 不登校児童や生徒を対象とした学習指導



こども・若者プラザいづか

県施設（既存）との連携

- 【若者就職支援センター】（県運営 プラザ内に設置）
- ・ キャリアコンサルタントによる就職相談
- 【飯塚学習支援センター】（県運営 隣接施設）
- ・ 高校生向けの学習支援

新しい機能の追加

- ・ ヤングケアラーの相談受付と家事支援ヘルパー派遣事業
- ・ こども、若者の居場所として学習や滞在スペース運営の実施
- ・ まちの保健室（民間団体）との連携によるこころとからだに関する相談事業

**若者支援の機能強化と
若者の居場所づくりの推進**

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

②精神的・身体的な支援

【独自事業】こどもの居場所づくり推進事業

(1)こども食堂運営に関するコーディネート

アドバイザーがコーディネートを行い、こども食堂の立ち上げから運営に関する相談まで支援を行う。

(2)こどもの居場所づくり支援助成金による支援

飯塚市社会福祉協議会が個人や民間企業からの寄附を財源として助成金を交付する制度を新設し、こどもの居場所づくりを行う団体の活動を助成する。

(3)寄贈・支援物資の物流拠点の設置と運営

個人や民間企業から寄贈される物資や国等からの支援物資を保管する倉庫を設置し、物流拠点として運営を行うことで、こどもの居場所づくり活動等で必要となる物資を団体へ流通させる仕組みを構築する。

(4)国や民間企業が実施する補助事業による支援

国や民間企業が実施する補助事業を活用し、市内のこどもの居場所づくり活動等を行う団体を支援する。



**社会全体でこどもの居場所づくりを推進する
ネットワーク構築と支援の仕組みづくりの推進**

令和8年度 子育て支援を推進するための3つのアプローチ

～安心して生み育てることができる「子育てのまち」を目指して～

③こども施策の推進・事業所としての取組

こども審議会の機能強化

こども施策に関する審議・検討を行うこども審議会において、定例の会議だけでなく、各種課題への対応を審議する専門部会を設置し、機能を強化

【設置している専門部会(予定を含む)】

①公立保育所における医療的ケア児受入の検討

医療的ケアが必要な児童から保育の申込があった場合、提出書類及び体験保育の結果を踏まえ、受入の可能性を検討する

②公立保育施設の外部評価

公立保育施設を訪問し、保育状況の見学・施設長との面談を行い、評価基準表に基づく評価と施設長への総評の通知等を行う

③苦情解決のための第三者委員会

保護者から公立保育施設に対して苦情申し立てが出された際に、聞き取り等により解決を図る

④子育て支援センター業務事業者選定

子育て支援の拠点となる子育て支援センター運営業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定

⑤こども審議会委員から提案されたテーマ



通常の審議会委員に加え、
必要に応じて専門家を招聘することで
課題解決に向けた機能を強化

【独自事業】子育て参加促進に向けた 特別休暇の取得促進

定年延長等で現役で働く高齢者が増えるなかで、子育てを支援するために、子育て世代だけでなく、その親の世代も子育てに積極的に関わって、里帰り出産などの支援ができるよう、職員の特別休暇の適用範囲拡充を令和7年度から実施しており、その取得を促進する。

①対象者 子もしくは子の妻が出産をする職員
中学校就学前までの孫を養育する職員

②取得事由 子もしくは子の妻の出産 **3日以内**
孫の看護 **5日以内**



【他の自治体や民間企業の状況】

実施 自治体	宮城県・神奈川県 千葉市・浜松市・広島市・北九州市・岡山市 福島県郡山市・長野県諏訪市・岐阜県大垣市 愛知県一宮市・三重県桑名市・佐賀県武雄市 など
実施 民間企業	第一生命・江崎グリコ・リンガーハット・九州電力 TOTO・佐賀銀行・肥後銀行・おきなわFG など

地域でこどもを育てる職場風土を
嘉飯圏域全体に広げる動きをリード